

## 令和2年3月農業委員会定例会議事録

日時	令和2年3月25日（水）午後1時30分～午後2時50分	
場所	さぬき市寒川庁舎 3階 301会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号～2号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第3号～7号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第8号～11号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第12号～17号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第18号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第19号)
日程第8	青年等就農計画の審査について	(会長提出議案第20号)
日程第9	その他	
	職員の任免について	(会長提出議案追加第1号)
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	無	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 脇谷哲士主任主事	
農林水産課	杉浦寿課長補佐	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長） ご案内を申しあげました令和2年3月農業委員会定例会の定刻が参りましたので開催致します。

時候の挨拶

本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認等調査いただいていると思いますのでよろしくお願いします。

本日、新規就農の案件があり、事前に各地区の代表者と会長職務代理者、私の7人で聞き取り調査を行なっていますので、後ほど地区代表者から報告致しますのでよろしくお願いします。

本日の出席は17名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは8番岡村委員、10番神野委員の両委員よろしくお願いします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。日程第1 諸報告、事務局より報告を願います。

事務局 農地法第18条第6項に基づく通知については、残存小作の合意解約。使用貸借終了農地返還通知については、第1号から第4号まで借り手の変更等第5号は売買による利用権の中途解約について報告。

議長（会長） 日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号及び第2号を議題とし一括上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号は●●●●●●●●、第2号は●●●●●●●●です。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上になります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。まず、最初に●●地区お願いします。

大塚ノブ子委員 ●●●●さんが体調を崩しておりますので、その息子さんが後を引継いでおります。よろしくお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員 ●●さんにつきましては、主に稲を作っております。●●●●さんの都合によるものであり、特に問題は無いと思います。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号及び第2号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号及び第2号につきましてお諮りします。議案第1号及び第2号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号及び第2号は原案のとおり認めることと致します。 日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第3号から第7号までを議題とし一括上程致します。 それでは事務局より説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明願いの案件は全体で5件あり、面積にして14,032㎡、13筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。 議案第3号は、急傾斜地の法面であり進入路も狭く耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第4号及び第5号は、約20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第6号は、農機具等の保管場所としての倉庫であり、農業経営施設として、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第7号は、昭和50年頃から約40年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。 ●●地区代表委員から報告をお願いします。
蓮井セツ子委員	議案第3号でございますが、2筆ございます。3月17日現地調査を行いました。事務局の説明のとおり山林化しており、写真のとおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員の報告をお願いします。
大塚ノブ子委員	第4号、第5号は3月22日●●地区、●●地区委員が集まって現地確認致しました。事務局の説明がありましたように現地は山林となっておりますので、申し上げます。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員から報告をお願いします。

芳竹和政委員 第6号を説明させていただきます。3月18日に農業委員、推進委員らで現地を見てまいりました。事務局の説明並びに写真のとおりでございます、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十河道夫委員 第7号議案ですが、まわりには既に山林化し全く畑がない現地を見ましたのでご審議の程よろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。  
議案第3号から第7号までにつきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号から第7号につきましてお諮りします。議案第3号から第7号についてご異議ございませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号から第7号を原案のとおり認めることと致します。  
日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号から第11号までを議題とし一括上程致します。事務局から説明を求めます。

事務局 今月の第4条の案件は4件ありまして、面積にして1, 739㎡、4筆です。それでは、個別案件の説明を致します。  
議案第8号につきましては、議案第13号と関連性がありますので一括で説明致します。農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断、第1種住居地域です。転用目的は●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。無断転用で併せ利用地があり申請地は旧●●町です。  
続いて、4ページ。議案第13号ですが、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断、第1種住居地域です。転用目的は●●●●。権利は使用貸借権設定で隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。無断転用で併せ利用地があり申請地は旧●●町です。  
議案書3ページ。議案第9号につきましては、議案第12号と関連性があ

りますので一括で説明致します。農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断、第1種住居地域です。転用目的は●●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。無断転用で併せ利用地があり申請地は旧●●町です。

続いて、4ページ。議案第12号ですが、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断、第1種住居地域です。転用目的は●●●●●。権利は使用貸借権設定で隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。無断転用で併せ利用地があり申請地は旧●●町です。

議案書3ページ。議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。無断転用で申請地は旧●●町です。

議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。無断転用で申請地は旧●●町です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

岡村義弘委員 第8号、第9号について、第8号●●●●●、第9号●●●●●の案件ですが、無断転用の解消ということです。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十河道夫委員 ●●さんは3条申請の関係、●●●さんも先代からの無断転用の解消ということです。

議長（会長） 各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第8号から第11号までにつきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号から第11号までにつきましてお諮りします。議案第8号から第11号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号から第11号までを原案のとおり認めることと致します。香川県に進達致します。

議長（会長） 日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第12号から第17号までを議題とし一括上程いたします。では、事務局より説明を求めます。

なお、今月の議案で第17号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 今月の第5条案件は全体で6件であり、面積にして2,772㎡、6筆です。それでは、個別案件の説明を致します。

なお、議案第12号及び第13号につきましては、先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断、第1種住居地域です。転用目的は●●●●。権利は●●●●●●●●で隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。併せ利用地があり、申請地は旧●●町です。

議案第15号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断、第一種住居地域です。転用目的は●●●、●●。権利は●●●●●●●●●●で、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。併せ利用地があり、申請地は旧●●町です。

議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●●●。権利は●●●●●●●●●●で、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

岡村義弘委員 第12号、第13号は無断転用の解消と問題は無く、第14号、第15号も同じように地上げし、問題ないと思います。

大塚ノブ子委員 第16号については、3月22日に●●、●●地区の委員が現地確認してまいりました。●●さんの息子さんに移住するそうです。境界杭を確認、深く打っておりました。問題ないと思われそうです。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第12号から第16号までにつ

きまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号から第16号までにつきましてお諮りします。議案第12号から第16号までについて異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号から第16号までを原案のとおり認めることとします。

続きまして、●●委員の関係する議案で議案第17号の審議に入ります。それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） 事務局から説明を求めます。

事務局 議案第17号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●。権利は●●●●●●●●で水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

芳竹和政委員 第17号案件についてご説明致します。現地は山に囲まれており、別に問題無かろうとなりました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第17号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

議長（会長） 離れて下さい。  
(●●委員 一旦入室し退席)

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第17号につきまして、お諮りします。議案第17号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第17号を原案のとおり認めることと致します。

議長（会長） 退席されている●●委員の着席を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 日程第6 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第18号を上程致します。なお、今月の議案で整理番号32番から53番が●●委員、農地中間管理事業対象農用地49番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案18号についてご説明致します。個人が15件、法人が4件、中間管理機構が21件の合計40件となっております。40件のうち新規が24件、再設定が16件でございます。40件のうち、賃借権が11件、使用貸借権が29件となっております。賃借権の内訳としまして、1,500円が3件、2,000円が2件、5,000円が2件、5,500円が1件、6,000円が2件、10,000円が1件となっております。期間は10年が18件、6年が8件、5年が10件、3年が2件、2年が1件、1年が1件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表65件について説明します。貸付先は、個人が41件、法人が24件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が19件、使用貸借権が46件となっております。期間は、10年が49件、6年が16件です。利用内容は、水稻、麦、露地野菜となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑に入ります。尚、本案件につきましては案件も多く一括して質疑に入りますので、質疑等ある場合は、整理番号指定の上ご発言下さい。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、整理番号32番から53番、農地中間管理事業対象農用地49番を除く議案第18号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員、●●委員の関係議案である番号の審議に入ります。それでは、●●委員、●●委員の退席を求めます。

（●●委員、●●委員 退席）





議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第19号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について議案第19号についてお諮りします。  
異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第19号について原案のとおり承認することと致します。続きまして、日程第8 青年等就農計画の審査について会長提出議案第20号を議題と致します。それでは、事務局からの説明をお願いします。

農林水産課 認定新規就農者認定要領に基づく青年等就農計画の説明。  
●●●●さん、さぬき市●●●●番地●、昭和●●年●月●●日生、  
営農類型は、施設果樹です。  
詳しくは、別紙青年等就農計画認定申請書をご覧ください。

議長（会長） 事務局の説明が終了致しました。本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からヒアリング結果と補足事項等がありましたら報告をお願いします。

大塚ノブ子委員 ●●さんですが、奥さんと二人、今年で2年目のブドウ栽培に入ります。ヒアリング致しましたが、●●●●と●●●●の跡地を継いで生食用ブドウ栽培するそうです。今後は6次産業化をやっていきたいそうです。どうぞ、みなさんよろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の説明が終わりました。議案第20号について質疑等がありましたら発言を認めます。

岡村義弘委員 ●●●●の経営者がいなくなった後、そこはワイン栽培専用だったところですが、●●●●にできなくなったところで、10aあたりどのくらいあるのか。この数字。

農林水産課 シャインマスカットは5年後に採れるもの。ワインも作られるそうです。

岡村義弘委員 農家の人だと、全然、計画が分からない。個人だと●●●や●●●●も全然関われないのでは。

農林水産課 ●●さんに関しては●●●●●の方にも指導を受けています。

議長（会長） ●●地区だから新しく来る人への心配を。

岡村義弘委員 ●●さんところも後継者がいなくなって。

岩崎治樹委員 新規の方がやってみようとしているのだから。

岩澤佳宣委員 若い人が意欲を持ってやろうと。

岡村義弘委員 若い人は、今はインターネットなどでやっている。

大塚ノブ子委員 なんか若い人へ侮辱しているようにも聞こえるが。

農林水産課 若い人だけではわからないところもありますので、ご指導いただきたい。

岩澤佳宣委員 考えが甘いと思います。●●●の指導によりと言うけれど、●●●の人、甘いと思う。それと5年後の計画でも、5、6年では成木にならない。まとめて、これだけは採れない。部会に是非入って欲しい。入っていない人へ教える、指導は。個人でやっている場合は指導できない。協力してくれない人には僕達は協力できないです。

議長（会長） それでは、青年等就農計画の審査について、議案第20号についてお諮り致します。  
異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第20号について原案のとおり承認することと致します。  
本日、上程の議案については以上です。日程第9 その他ですが、先日の事務局の職員の異動がありましたので、追加議案として職員の任免について上程致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 追加議案第1号 職員の任免について、3月23日付けの人事異動に伴い異動の発表をさせていただきます。北野茂雄が令和2年3月31日、さぬき市農業委員会職員を解き、志度図書館兼青少年交流プラザへ、その後任として税務課から頼富伸次が令和2年4月1日さぬき市農業委員会に併せて任命するということになりました。

事務連絡を報告する。

- ・農業委員、推進委員募集状況及び掲載
- ・総会、次回定例会開催日
- ・総会資料説明

蓮池秋男委員　　その他のところで、現在各地区で現地確認を行っているが、他地区の委員に意見を求めてもわからない。以前は3班に分かれて現地に出向いた。委員数も減ったので、4月から対応できないか。

議長（会長）　　蓮池委員から意見がありましたが、皆さん如何いたしましょうか。

岩崎治樹委員　　以前にも意見があった。当時は小委員会があったが法改正などの影響もあり、平等で整合性がとれて良いとは思うが。

蓮池秋男委員　　皆さんいかがですか。

議長（会長）　　検討させていただいては。

蓮池秋男委員　　前におった人は。

岩崎治樹委員　　5条申請、転用申請は勉強になる。

事務局　　現在、議案書（案）が地区代表や農業委員に配られ、農業委員や推進委員が勉強をしていただくということだったと思います。それで、その中である程度資質向上になればということで一期目をスタートしたと記憶しております。今回は、農業委員同士で過去の形に戻すとなれば今の日程、現在の事務局では、令和2年度のスケジュールをご承認いただき広報紙にも掲載しておりますが、受付後、概ね職員による補正が1週目から2週目。2週目後半からあらかじめ会長、職代、担当者が3条申請も含む現地確認。その後、議案書（案）が皆さんの自宅へ届くという流れとなっております。その後、皆さんには定例会前日までに現地を見て頂くということ、ここで必要なことは農業委員、推進委員との時間調整が必要であること。蓮池委員ご指摘の全員とは言わず、仮に地区代表でもある農業委員がその間のスケジュールに入ることとなり、果たしてその時間が取れるかどうか、車や書類の準備もあります。まずは、地区代表が同じ申請場所を2度見ることにもなります。この場では、できると言うことは差し控えさせていただきたいと思います。

議長（会長）　　以上をもちまして、令和2年3月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（14時50分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・青年等就農計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・職員の任免について  
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 8 番

署名委員 10 番